

開業助産師と医療機関との連携強化を求める件

現在の産科医不足問題は、仙台市も例外ではなく、年間 9,000 人を超える出産に対して分娩を扱うのは、現在、市内 20 箇所の病院・診療所・助産所のみです。産婦人科を標榜する医療機関の 3 分の 2 は、分娩取り扱いを行っておらず、問題は深刻さを増す一方です。宮城県内も同様の状況の中で、周産期医療に係る人的・物的資源を充実させ、周産期医療体制の整備を図るため、国においては「周産期医療システム整備指針」を示し、各都道府県においても取り組むべく推進をしているところです。この指針では、助産師の活用について位置づけられ、また、国の「新医師確保総合対策」においても、より一層助産師を確保することが盛り込まれております。

その一方で、これまで助産所や助産師による自宅での分娩は、医療とはみなされず、これらの分娩は現在の宮城県の周産期医療システムには組み入れられておりません。しかしながら、助産そのものは医療を補完する必要不可欠な行為であり、助産師の活用は本システムにおいても重要な役割を果たすものと考えられます。

一次的対応が担える開業助産師と二次・三次医療を担う診療所や病院との良好な連携構築は、母児にとって安全かつ安心できる周産期医療環境の提供となり、少子化対策に有効なうえ、人間性の尊重された分娩の体験が新生児への愛着を生み、児童虐待防止への大きな貢献にもなります。また、正常分娩を助産師が独自に扱うことは、法的にも保障されている業務であり、産科医に対する過重な負担の軽減にも役立ちます。

よって、国会、政府及び宮城県におかれては、今抱えている産科医不足の現状を解決するため、また助産所や家庭での分娩を望む妊産婦及び新生児の安全を確保するために、下記の事項を実現するよう強く求めるものです。

記

- 1 国においては、整備指針で確認されている助産師の活用について、各自治体における周産期医療システムに盛り込むよう啓発、徹底すること
- 2 国においては、開業助産師の嘱託対象として、公立病院産科との連携を強化できるよう制度の整備、充実を図ること
- 3 宮城県においては、宮城県周産期医療システムの中で、助産所分娩・家庭分娩の位置づけを明文化し、開業助産師と病院との連携強化を図ること

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 18 年 1 2 月 1 5 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
宮城県知事
宮城県議会議長

様

仙台市議会議長 柳 橋 邦 彦